

議案第 1 号

阪神間都市計画生産緑地地区の変更（西宮市決定）について【付議】
（薬師 1 生産緑地地区ほか 2 地区）

目 次

1. 計画書（案）・理由書（案）	P. 1
2. 変更前後対照表（参考）	P. 2
3. 位置図・計画図（案）	P. 3
4. 今後のスケジュール（案）	P. 7

西都計発第48号

平成28年11月10日

(2016年)

西宮市都市計画審議会

会長 角野 幸博様

西宮市長 今村



阪神間都市計画生産緑地地区の変更（西宮市決定）について【付議】

（薬師1生産緑地地区ほか2地区）

このことについて、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、審議会に付議します。

計 画 書 (案)

阪神間都市計画生産緑地地区の変更 (西宮市決定)

1. 都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
薬師1 生産緑地地区	約0.15ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

2. 都市計画生産緑地地区のうち、次の2地区を廃止する。

名 称	面 積	備 考
長田 生産緑地地区	約0.15ha	
堤5 生産緑地地区	約0.12ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由 書 (案)

主たる従事者の死亡による買取り申し出に対し、土地の買取り斡旋を関係部署及び関係機関等に対し行ってきたが整わず、生産緑地法第14条に基づく生産緑地地区内での行為の制限が解除されたことにより、農地として計画的・永続的に保全することが困難になった薬師1生産緑地地区ほか2地区を除外再編する。

参 考 (変更前後対照表)

1. 変更概要

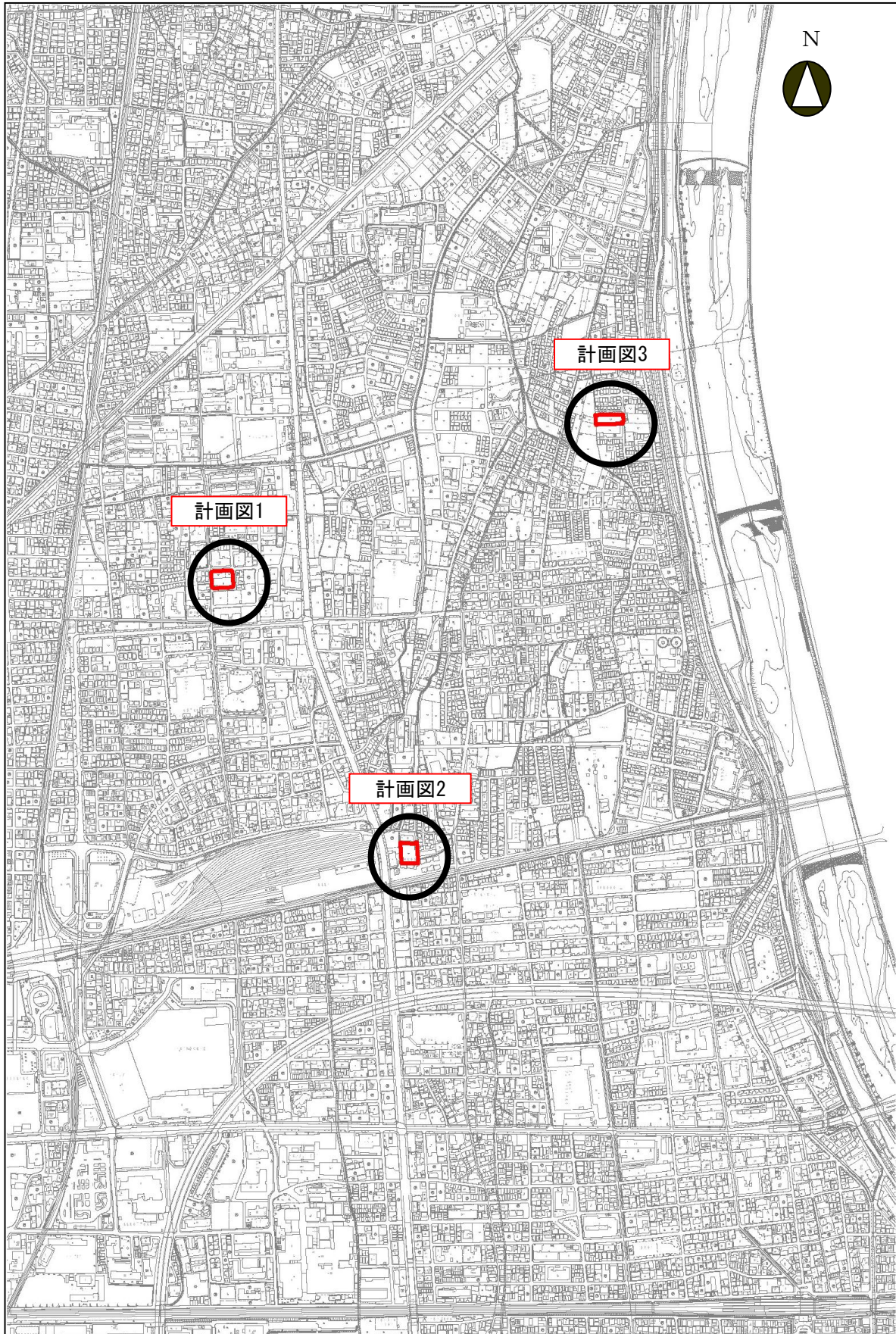
	地 区 数	面 積
変 更 前	398地区	約74.72ha
変 更 後	396地区	約74.43ha
増 減	—	△約0.29ha

2. 今回変更する生産緑地地区

名 称	変更前面積	変更後面積	増 減	計画図No.	変更内容及び理由	備 考
薬師1	約0.17	約0.15	△約0.02 ha	計画図1	(従前地区の一部区域の除外) 買取り申出による	死亡による
長田	約0.15	約0.00	△約0.15 ha	計画図2	(従前地区の廃止) 買取り申出による	死亡による
堤5	約0.12	約0.00	△約0.12 ha	計画図3	(従前地区の廃止) 買取り申出による	死亡による
合 計 △約 0.29 ha						

名称の内「生産緑地地区」は略

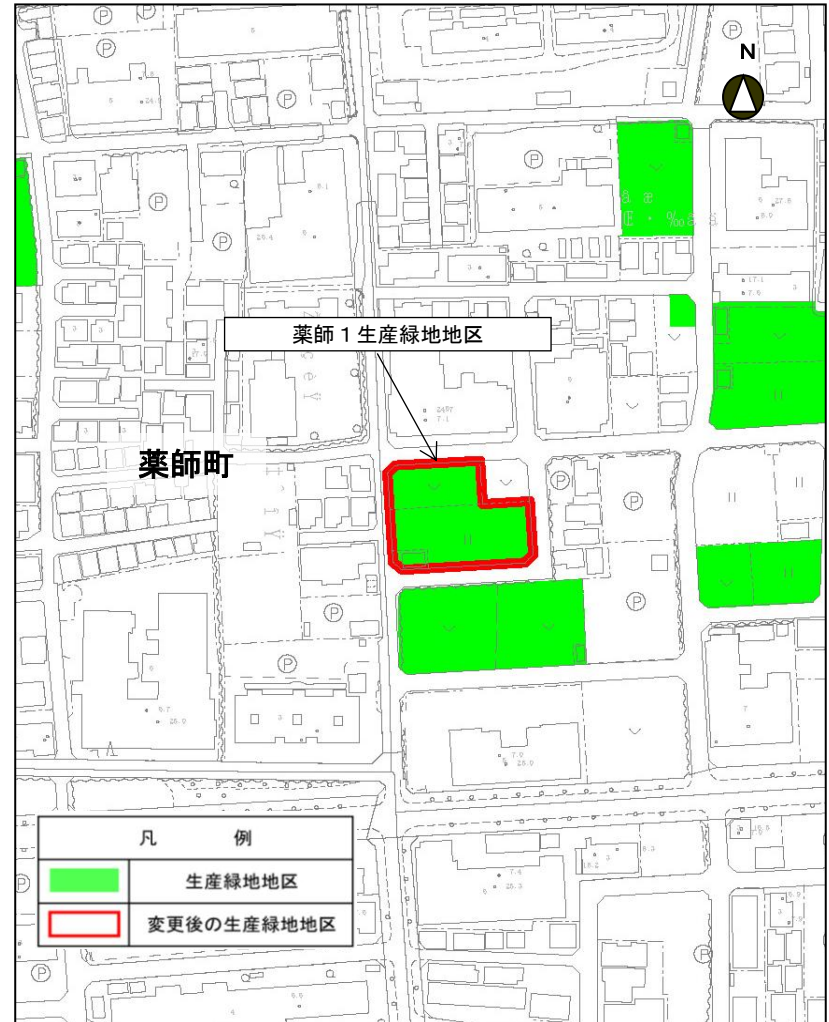
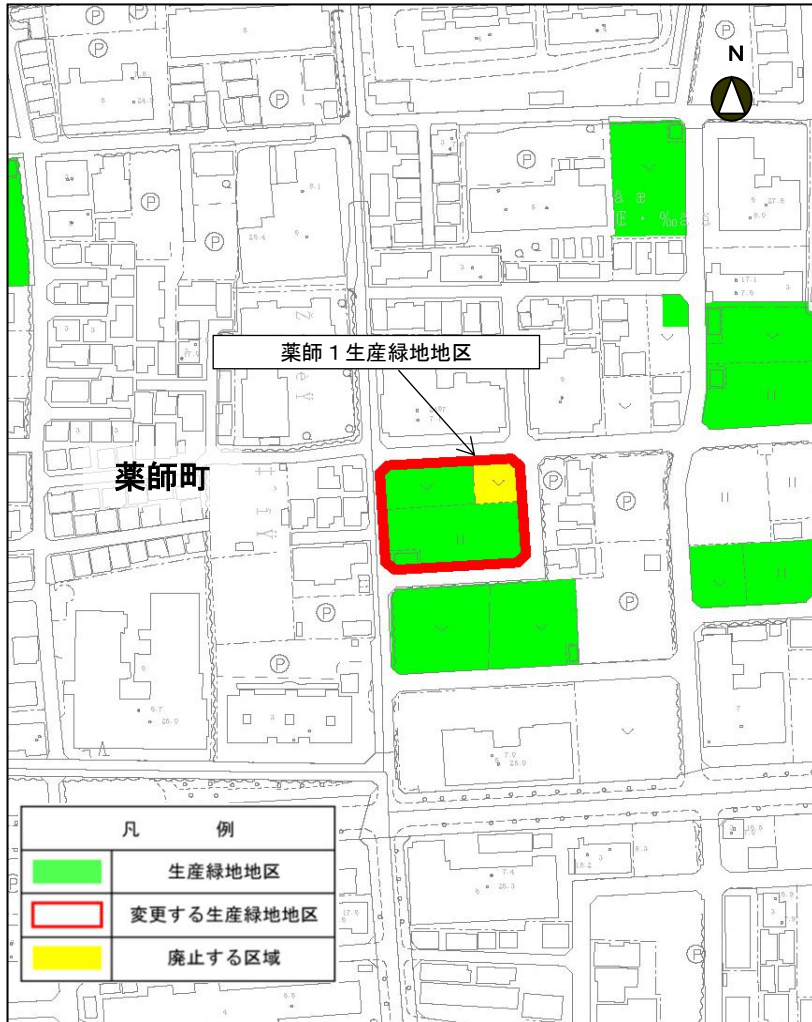
阪神間都市計画生産緑地地区の変更(西宮市決定) 位置図



計画図1 (薬師1生産緑地地区) 縮尺:1/2500

(変更前)

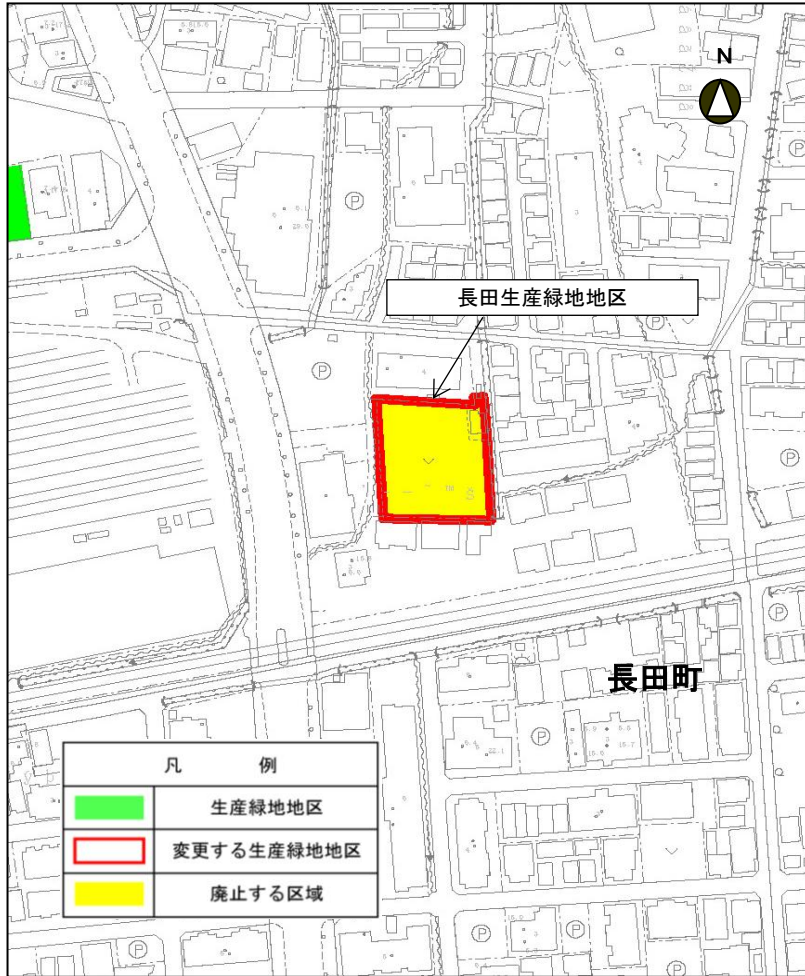
(変更後)



計画図2 (長田生産緑地地区) 縮尺:1/2500

(変更前)

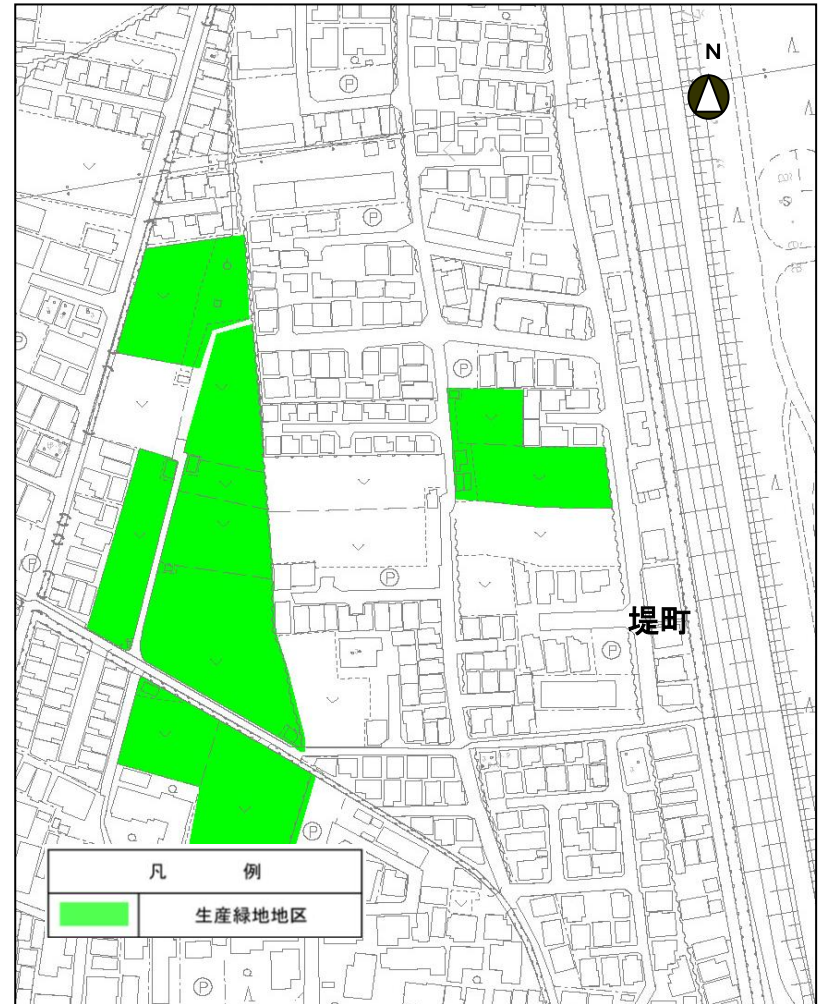
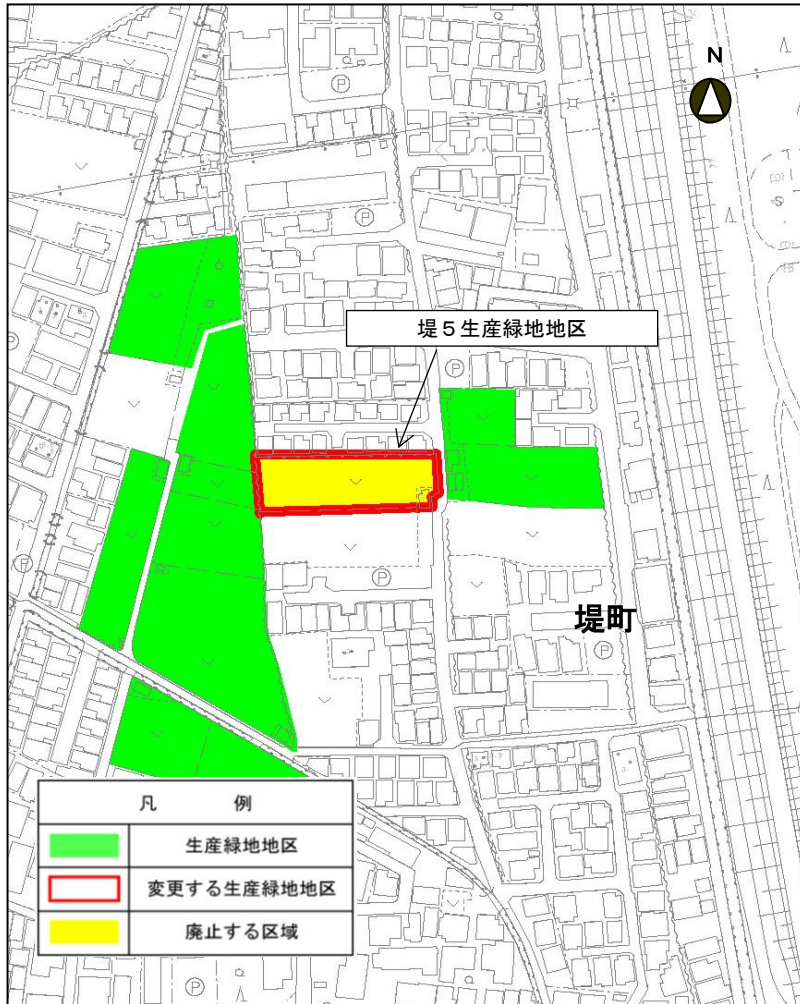
(変更後)



計画図3 (堤5生産緑地地区) 縮尺:1/2500

(変更前)

(変更後)



今後のスケジュール（案）

